広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十九号

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 (昭和四十五年広島県規則第三十五号) の 一

第十五条第二項に次のただし書を加える。

二号の規定により当該年金受給権者に係る本人確認情報を利用できるときは、 又は住民票の写しを添えることを要しない。 ただし、 知事が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八第一 戸籍の抄本

市、三次市、 を「の市町の長」に改める。 第十六条中「を管轄する地域事務所の長(呉市、 安芸太田町、 庄原市、 北広島町及び世羅町に居住地を有する者については、 大竹市、 東広島市、 安芸高田市、 竹原市、三原市、尾道市、 江田島市、 府中町、 当該市町の長)」 海田町、 福山市、 熊野町、

滋羅」
八改める。 務所又は県福祉保健部社会福祉局障害者支援室」 000円」に、 る。 別記様式第六号裏中「ときは20,000円」を「ときは50,000円」に、 「100,000円」を「250,000円」に、 「30,000円」を「75,000円」に、 を「又は県健康福祉局社会福祉部障害者支 「50,000円」を「125,

「125,000円」 ど、 別記様式第六号の二裏中 「100,000円」を「250,000円」に、 「ときは20,000円」を「ときは50,000円」 い、 「30,000田」を「75,000田」に改め 「50,000田」を

める。

別記様式第二十三号中「蘇 眦 引 ₩ 殺」を「特 別 **H** 揻 业 級 に、

「添付書類 年金受給権者の戸籍の抄本又は住民票の写し」や

「添付書類 法第30条の8第1項第2号の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利 年金受給権者の戸籍の抄本又は住民票の写し (ただし、知事が住民基本台帳

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 2 000日」とあるのは「150,000日」と、「75,000日」とあるのは「45,000日」とする。 する口数追加証書については、 50,000日」とあるのは「30,000日」と、「125,000日」とあるのは「75,000日」と、「250, 者に対して交付又は再交付する加入証書については、改正後の別記様式第六号裏中「 十一号。次項において「改正共済制度条例」という。)附則第二項に規定する改正前加入 「30,000円」 ン、 改正共済制度条例附則第三項に規定する改正前口数追加加入者に対して交付又は再交付 広島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成十九年広島県条例第六 「75,000円」とあるのは「45,000円」とする。 「125,000日」とあるのは「75,000日」と、 改正後の別記様式第六号の二裏中「50,000円」とあるのは 「250,000田」とあるのは「